安全・衛生・教育・保険の総合実務誌



特集[

「空振り恐れず」退避指示

迅速な作業中止判断を 佐田建設

特集Ⅱ

ストレスチェックの準備はOK? 中災防 浜谷 啓三

ニュース

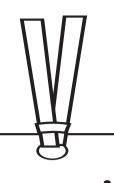
産業医 50 人未満に引下げも 厚労省 設置基準見直しへ

WEB 版はカラーでご覧になれます!! WEB 登録 (無料) のお問い合わせは

0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2245 2015 11/1



<執筆>

ア般 団法 ス社会保険労務士法 S R ア

'n 代表社員 宮

元

 \mathbf{H}

206 回

■ 災害のあらまし ■

女性警備員のAが明日から大型連休の 始まる前日(就業日)に、バイクを運転中 に自己転倒して左足の膝と関節内の骨折を 負った事案である。

Aの業務は、電気工事業者が電柱のメ ンテナンスを実施する時に、同業者が作業 中の道路において、車両や歩行者の交通誘 導を行うもの。電気工事業者は1日に数件 の作業を予定しているため、当日の1番目 の作業現場で集合後は、警備員は電気工事 業者の作業車の後方を追尾していく要領 で、作業現場を移動するのが通例となって いる。この日も1件目の作業現場で仕事を 終えた後に2件目の作業現場へ向かう途中 だった。ただし、小雨が降っており、やや 路面が濡れている状態であった。いつもの ように、Aのバイクが作業車の後方を追尾 して行ったが、交差点を左折する際に、濡 れたマンホールに後輪がスリップして転倒 し膝を強打し、左足の膝と関節内を骨折す るけがを負った。Aはこの業務に数年前か ら従事し、社内ではベテランの部類だった。

事故当日は、鈍痛があるのみで無理をす れば歩行が可能と判断し、バイクに乗って 2件目の現場まで移動した。しかし、2件 目の現場に到着する頃になると痛みが増し てきて交通誘導の業務ができる状態ではな いと考え、電話で会社に交代要員を要請し そのまま帰宅した。報告を聞いた会社の担 当者も病院での診察を指示したが、結局A は当日は病院には行かず、大型連休に突入 してしまった。

その後、自宅で養生していたAは、左膝 の腫れも大きくなり、痛みの程度も我慢で きないようになったため自宅近くの診療所 で受診後、手術のため転院し2カ月の入院 リハビリを行った。

■判断■

常日頃より自宅から現場まで直行直帰で 勤務に従事している警備員は少なくない。 今回のケースは、会社事務所に出勤し業務 指示を受命した後の事故というわけではな いが、あらかじめ1件目の作業現場に集合 することも含め、それ以後の業務内容にお いて指示を受けている点を重視し、**業務上** の災害と認定された。

■ 解説 ■

労災保険の適用になる事故では、その基準として業務起因性と業務遂行性が問われる。業務遂行性がなくて業務起因性は成り立たないと思われるが、どういう事実があれば業務遂行性があるといえるかについては、次のような3つの類型に分けられる。

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

労働者が、あらかじめ定められた担当の 仕事をしている場合、事業主からの特命業 務に従事している場合、担当業務を行う上 で必要な行為、作業中の用便、飲水などの 生理的行為を行っている場合、その他労働 関係の本旨に照らして合理的と認められる 行為を行っている場合などである。

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

休憩時間に事業場構内でキャッチボール をしている場合、社員食堂で食事をしてい る場合、事業主が通勤専用に提供した交通 機関を利用している場合などである。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出、運送、配達、営業などのため事業場の外で仕事をする場合、



事業場外の就業場所への往復、食事、用便など事業場外での業務に付随する行為を行う場合などである。

今回のケースは、(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合に該当するものと思われる。なお、事業主の管理下を離れているため、事故発生の有無や事故状況などで的確な業務連絡を怠ると、事故後の初動対応に齟齬が生じることがあるため普段から注意したい。大型連休を挟んだことによって事故発生から病院受診まで数日経過していることや、その間の会社への報告などの部分に問題点がなかったか検証が必要と思われる。

参考までに今回のケースは同一事業主の 支配下で発生した事故だが、これが第一現 場の事業主と第二現場の事業主が同一でな い場合は、どちらの事業主の労災適用にな るのかといえば、事業場間の移動中の災害 では、第一の事業場での就業後、次の仕事 のために第二の事業場への移動を余儀なく されるという考えから、第二の事業場での 労務の提供に不可欠な移動として、第二の 事業場の保険関係で処理することになる。

また、その際は、業務災害の扱いではな く、通勤災害の扱いになるだろう。